

## 柴田町例外的サービス利用に対する相談の流れ

同居家族に対する  
サービス制限について

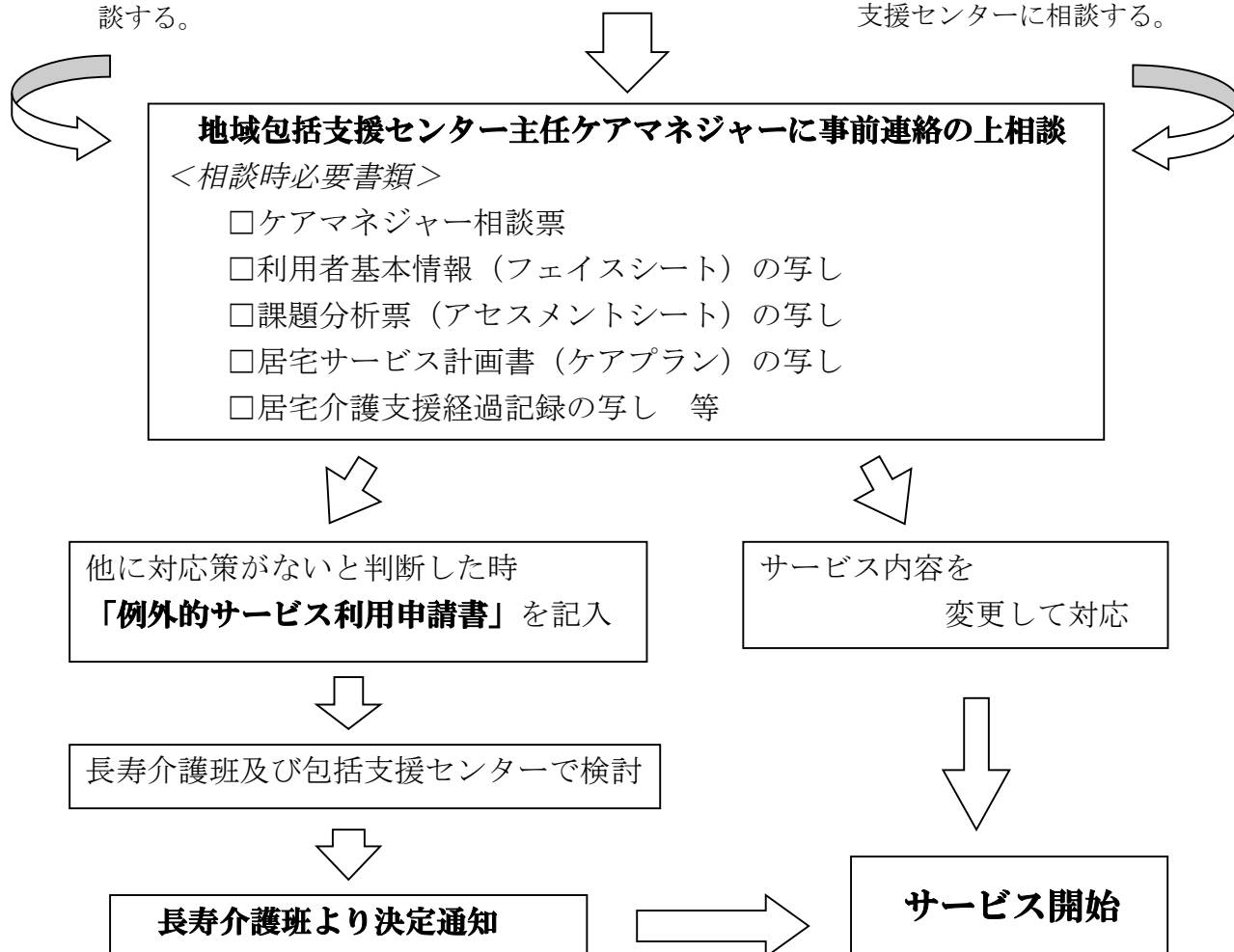
原則として同居家族の就労を理由に生活援助のみのサービス提供は不可。ケースバイケースとして対応するため、利用時は長寿介護班からの承認が必要となるが、初めに地域包括支援センターに相談する。

認定期間の半数以上  
を超えるショートス  
テイの利用について

「おおむね半数を超えない利用」を基本とし、ケアマネジャーは、本人・家族に説明する必要がある。利用時は、長寿介護班からの承認が必要となるが、初めに地域包括支援センターに相談する。

訪問介護員などの散  
歩の同行について

利用者の自立支援に資するものとしてケアプランに位置づけられるような場合について、ケアプランにおける長期目標又は短期目標等に示された目標を達成するために必要な行為である場合には、初めに地域包括支援センターに相談する。



問合せ先  
電話番号

福祉課長寿介護班  
55-2159

柴田町地域包括支援センター ・ 槻木地域包括支援センター  
86-3340 56-5764